

1 高齢者人口（被保険者数）

単位：人

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者人口	74,431	74,462	74,471	74,878	75,115	75,054
前期高齢者人口 (65歳～74歳)	37,020	35,601	33,713	32,499	31,614	30,763
後期高齢者人口 (75歳以上)	37,411	38,861	40,758	42,379	43,501	44,291

※令和3年度から令和5年度までは10月1日現在の実績。令和5年度以降は推計値。

2 要介護（要支援）認定者数

単位：人

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総数	16,176	16,108	16,110	16,332	16,477	16,655
伸び率※						102.30%
要支援1	2,203	2,203	2,100	2,134	2,147	2,158
要支援2	2,294	2,294	2,336	2,386	2,404	2,424
要介護1	3,818	3,818	3,886	3,934	3,970	4,011
要介護2	2,629	2,629	2,677	2,700	2,726	2,758
要介護3	2,038	2,038	1,981	2,024	2,046	2,077
要介護4	1,897	1,897	1,882	1,896	1,913	1,940
要介護5	1,229	1,229	1,248	1,258	1,271	1,287
うち第1号被保険者数	15,932	15,875	15,889	16,110	16,255	16,433
要支援1	2,180	2,180	2,085	2,113	2,126	2,137
要支援2	2,266	2,266	2,306	2,357	2,375	2,395
要介護1	3,766	3,766	3,845	3,896	3,932	3,973
要介護2	2,587	2,587	2,625	2,649	2,675	2,707
要介護3	2,013	2,013	1,956	1,998	2,020	2,051
要介護4	1,864	1,864	1,853	1,868	1,885	1,912
要介護5	1,202	1,202	1,219	1,229	1,242	1,258

※：第9期平均値/令和5年度の値×100

令和6年度介護報酬改定の施行時期について（主な事項）

- 令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ、以下のとおりとする。
 - **6月1日施行とするサービス**
 - 訪問看護
 - 訪問リハビリテーション
 - 居宅療養管理指導
 - 通所リハビリテーション
 - **4月1日施行とするサービス**
 - 上記以外のサービス
- 令和6年度介護報酬改定における処遇改善関係加算の加算率の引上げについては、予算編成過程における検討を踏まえ、令和6年6月1日施行とする。これを踏まえ、加算の一本化についても令和6年6月1日施行とするが、現行の処遇改善関係加算について事業所内での柔軟な職種間配分を認めることとする改正は、令和6年4月1日施行とする。
- 補足給付に関する見直しは、以下のとおりとする。
 - **令和6年8月1日施行とする事項**
 - 基準費用額の見直し
 - **令和7年8月1日施行とする事項**
 - 多床室の室料負担

令和6年度介護報酬改定の概要

- 人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬改定を実施。

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

- ・ 質の高い公正中立なケアマネジメント
- ・ 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
- ・ 医療と介護の連携の推進
 - 在宅における医療ニーズへの対応強化 ➢ 在宅における医療・介護の連携強化
 - 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
 - 高齢者施設等と医療機関の連携強化

- ・ 看取りへの対応強化
- ・ 感染症や災害への対応力向上
- ・ 高齢者虐待防止の推進
- ・ 認知症の対応力向上
- ・ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

- 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進

- ・ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- ・ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- ・ LIFEを活用した質の高い介護

4. 制度の安定性・持続可能性の確保

- 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築

- ・ 評価の適正化・重点化
- ・ 報酬の整理・簡素化

3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

- 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

- ・ 介護職員の処遇改善
- ・ 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- ・ 効率的なサービス提供の推進

5. その他

- ・ 「書面掲示」規制の見直し
- ・ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
- ・ 基準費用額（居住費）の見直し
- ・ 地域区分

令和6年度介護報酬改定における改定事項

●全サービス共通

3.(2)⑦	人員配置基準における両立支援への配慮
3.(3)①	管理者の責務及び兼務及び兼務範囲の明確化
3.(3)②	いわゆるローカルルールについて
5.①	「書面掲示」規制の見直し

●一部を除くサービス共通

1.(5)④	業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入	(居宅療養管理指導と特定福祉用具販売を除く)
1.(6)①	高齢者虐待防止の推進	(居宅療養管理指導と特定福祉用具販売を除く)
1.(6)②	身体的拘束等の適正化の推進	(施設系サービス、居住系サービスを除く)
3.(2)①	テレワークの取扱い	(居宅療養管理指導を除く)

↑

厚生労働省介護給付費分科会の1月22日参考資料1「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」参照

居宅介護支援における 改正事項（抜粋）について

令和5年度ケアマネ講習会

高齢介護課
管理係

3. (3) ⑯ 介護支援専門員 1人当たりの取扱い件数（基準）

概要

【居宅介護支援】

- 基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに 1 以上の員数の常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準について、以下の見直しを行う。【省令改正】
 - ア 原則、要介護者の数に要支援者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数が 44 又はその端数を増すごとに 1 とする。
 - イ 指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステム（ケアプランデータ連携システム）を活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数が 49 又はその端数を増すごとに 1 とする

基準

介護支援専門員の員数
<現行>

利用者の数が 35 又はその端数を増すごとに 1 とする。



<改定後>

- 利用者の数（指定介護予防支援を行っている場合には、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数。）が 44 又はその端数を増すごとに一とする。
- 指定居宅介護支援事業所が、ケアプランデータ連携システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合は、利用者の数が 49 又はその端数を増すごとに一とする。

3. (3) ⑯ 介護支援専門員 1人当たりの取扱件数（報酬）

概要

【居宅介護支援】

- 居宅介護支援事業所を取り巻く環境の変化を踏まえ、ケアマネジメントの質を確保しつつ、業務効率化を進め人材を有効活用するため、居宅介護支援費について、以下の見直しを行う。【告示改正】
- ア 居宅介護支援費（Ⅰ）（i）の取扱件数について、現行の「40未満」を「45未満」に改めるとともに、居宅介護支援費（Ⅰ）（ii）の取扱件数について、現行の「40以上60未満」を「45以上60未満」に改める。
- イ 居宅介護支援費（Ⅱ）の要件について、ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合に改めるとともに、居宅介護支援費（Ⅱ）（i）の取扱件数について、現行の「45未満」を「50未満」に改め、居宅介護支援費（Ⅱ）（ii）の取扱件数について、現行の「45以上60未満」から「50以上60未満」に改める。
- ウ 居宅介護支援費の算定に当たっての取扱件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、3分の1を乗じて件数に加えることとする。

例：要介護3・4・5の場合

【現行】

(1,398単位)



居宅介護支援費（Ⅱ）の算定要件

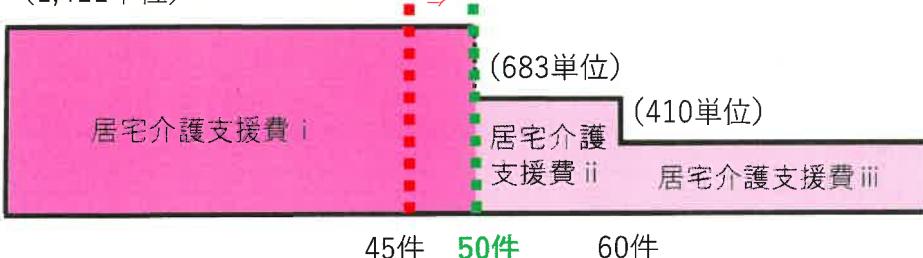
ICT機器の活用または
事務職員の配置

指定介護予防支援の提供を受け る利用者数の取扱件数

2分の1換算

【改定後】

(1,411単位)



居宅介護支援費（Ⅱ）の算定要件

ケアプランデータ連携システムの
活用及び事務職員の配置

指定介護予防支援の提供を受け る利用者数の取扱件数

3分の1換算

◎居宅介護支援（Ⅱ）に係る届出について

- ① 現在算定していないが、
令和6年4月から新たに算定する場合
- ② 現在算定しているが、
令和6年4月から改正後の居宅介護支援費（Ⅱ）を算定する場合
- ③ 現在算定しているが、
令和6年4月からは算定しない場合

居宅介護支援費（Ⅱ）

「ケアプランデータ

連携システム」の活用及び
事務職員の配置によるもの

①～③について、現時点で届出の要否や添付書類の有無等、
詳細が不明です。詳細が分かり次第、通知等でお知らせします。

3. (3) ⑯ 公正中立性の確保のための取組の見直し

概要

【居宅介護支援】

- 事業者の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とする。【省令改正】
 - ア 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスの割合
 - イ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスにおける、同一事業者によって提供されたものの割合

基準

<現行>

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等について説明を行い、理解を得なければならぬ。



<改定後>

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に對し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。



注意点

- ① 令和3年4月から令和6年3月末までの期間に
署名をもらった分についても適切に保存しておいてください。
- ② 平成30年度の改正事項である、
 - ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう
求めることができること
 - ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の
選定理由の説明を求めることができることについては、従来どおり、サービス提供の開始に際し、あらかじめ
利用者に対して文書を交付して説明を行い、署名をもらう必要があります。
- ③ 特定事業所集中減算に係る判定は令和6年4月以降も必要です。

4. (1) ⑧ 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

概要

【居宅介護支援】

- 介護報酬が業務に要する手間・コストを評価するものであることを踏まえ、利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合には、介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価となるよう見直しを行う。【告示改正】

単位数

<現行>
なし



<改定後>
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 所定単位数の95%を算定 (新設)

算定要件等

対象となる利用者

1人でも対象です。

- ・ 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者
- ・ 指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記を除く。）に居住する利用者

1. (1) ① 居宅介護支援における特定事業所加算の見直し①

概要

【居宅介護支援】

- 居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件について以下の見直しを行う。【告示改正】
 - ア 多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から、「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」を要件とするとともに、評価の充実を行う。
 - イ (主任) 介護支援専門員の専任要件について、居宅介護支援事業者が介護予防支援の提供や地域包括支援センターの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合は、これらの事業との兼務が可能である旨を明確化する。
 - ウ 事業所における毎月の確認作業等の手間を軽減する観点から、運営基準減算に係る要件を削除する。
 - エ 介護支援専門員が取り扱う1人当たりの利用者数について、居宅介護支援費の見直しを踏まえた対応を行う。

単位数

<現行>

特定事業所加算 (I)	505単位/月
特定事業所加算 (II)	407単位/月
特定事業所加算 (III)	309単位/月
特定事業所加算 (A)	100単位/月



<改定後>

特定事業所加算 (I)	<u>519</u> 単位/月 (変更)
特定事業所加算 (II)	<u>421</u> 単位/月 (変更)
特定事業所加算 (III)	<u>323</u> 単位/月 (変更)
特定事業所加算 (A)	<u>114</u> 単位/月 (変更)

1. (1) ① 居宅介護支援における特定事業所加算の見直し②

算定要件等

算定要件	(I) 519単位	(II) 421単位	(III) 323単位	(A) 114単位
(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 <u>※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。</u>	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること。 <u>※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。</u>	3名以上	3名以上	2名以上	常勤・非常勤各1名以上
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること		○		○
(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること		○		○ 連携でも可
(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○		×	
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。		○		○ 連携でも可
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること		○		
(8) <u>家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること</u>		○		
(9) 居宅介護支援費に係る <u>運営基準減算又は特定事業所集中減算</u> の適用を受けていないこと		○		
(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり <u>45名未満</u> （居宅介護支援費（II）を算定している場合は <u>50名未満</u> ）であること		○		
(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること（平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）	○			○ 連携でも可
(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	○			○ 連携でも可
(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること		○		

◎届出について

これまで特定事業所加算を算定していた事業所については、
改めて届出を行う必要はありません。

令和6年4月から新たに算定を開始する場合には、
令和6年4月1日（月）までに必要書類を提出してください。



注意

令和6年3月末までの居宅介護支援費について、
運営基準減算に該当した場合には
当該期間の特定事業所加算も請求できなくなります。

もちろん新たに追加された
算定要件も遵守する必要があります！

1. (3) ⑩ 入院時情報連携加算の見直し

概要

【居宅介護支援】

- 入院時情報連携加算について、入院時の迅速な情報連携をさらに促進する観点から、現行入院後3日以内又は入院後7日以内に病院等の職員に対して利用者の情報を提供した場合に評価しているところ、入院当日中又は入院後3日以内に情報提供した場合に評価するよう見直しを行う。その際、事業所の休業日等に配慮した要件設定を行う。

【告示改正】

単位数・算定要件等

※ (I) (II) いずれかを算定

<現行>

入院時情報連携加算 (I) 200単位/月

利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

<改定後>

入院時情報連携加算 (I) 250単位/月 (変更)

利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※ 入院日以前の情報提供を含む。

※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

<現行>

入院時情報連携加算 (II) 100単位/月

利用者が病院又は診療所に入院してから4日以上7日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

<改定後>

入院時情報連携加算 (II) 200単位/月 (変更)

利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

◎ 入院時情報連携加算の算定要件について

	入院日	翌日	翌々日	明後日
入院時（Ⅰ）	入院日以前も含む ↔ 算定可能			
入院時（Ⅰ） 営業時間終了後又は 営業日以外の日に入院	営業時間終了後 又は営業日以外の日 ↔ 算定可能			
入院時（Ⅱ）		算定可能 ↔		
入院時（Ⅱ） 営業時間終了後に入院 かつ入院日から起算して 3日目が営業日でない	営業時間終了後 ↔ 算定可能	営業日でない ↔	算定可能	

「令和3年度改正で作成が必要になった計画等に必要な項目 自己点検シート」の提出について

(令和3年6月15日付け事務連絡)

計画等に必要な項目が記載されているか
自己点検し、自己点検シートを提出してください。
※計画等の添付は必要ありません。

【提出締切】
令和6年3月31日

【提出方法】
窓口、郵送、メール、FAX

※運営規程を変更する場合には、
変更届と運営規程を合わせて提出してください。

令和3年度改正で作成が必要となった計画等に必要な項目 自己点検シート

確認項目	マーク入力欄
新規登録	未選択

新規登録の場合は、新規登録用紙を提出して下さい。
既存登録している場合は、既存登録用紙を提出して下さい。
新規登録用紙と既存登録用紙は、提出用紙が異なります。
新規登録用紙は、新規登録用紙を提出して下さい。
既存登録用紙は、既存登録用紙を提出して下さい。

新規登録用紙と既存登録用紙は、提出用紙が異なります。

介護予防支援の指定について

メール・FAXでも
お知らせしています。

【指定のための要件】

- (1) 居宅介護支援事業者の指定を受けていること。
 - (2) 管理者が主任介護支援専門員であること。
(ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等
やむを得ない理由がある場合を除く。)
- (2) の要件を満たせない場合は、指定申請の前に一度ご相談ください。

【指定申請に必要な書類】

徳島市ホームページに掲載（次ページ参照）

【指定申請締切】

令和6年4月1日に指定を受ける場合は、3月22日（金）まで



徳島市
Tokushima City Official Website

音声読み上げ・文字拡大 Multilingual 携帯サイト サイトマップ

くらし・手続き

子育て・教育

健康・福祉

市政情報

観光・文化



キーワード検索

Google 提供



現在のページ トップページ → 健康・福祉 → 事業者向け → 居宅介護支援事業者向け情報

居宅介護支援事業者向け情報

最終更新日：2024年2月7日

- ▽ 令和6年度改正情報 ▽ 事業者へのお知らせ ▽ 指定申請について ▽ 指定の更新について
- ▽ 廃止・休止について ▽ 再開について ▽ 変更届の提出について
- ▽ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について ▽ 特定事業所集中減算について ▽ 様式集

令和6年度 制度改正・介護報酬改定情報

- ▶ 介護予防支援の指定について

事業者へのお知らせ（随時更新）

▶ 全サービス共通のお知らせ

注目情報

- ▶ [エネルギー・食料品価格等物価高騰支援給付金（7万円）について](#)
- ▶ [令和6年能登半島地震に関する支援](#)
- ▶ [子育て世帯物価高騰対策支援金（追加分）](#)

事業者向け

- ▶ [令和6年度の「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」に係る坦白期限について](#)



現在のページ [トップページ](#) → [健康・福祉](#) → [事業者向け](#) → [介護予防支援の指定について](#)

介護予防支援の指定について

最終更新日：2024年2月8日

介護保険法の改正により、令和6年4月から居宅介護支援事業者においても市町村から指定を受けて介護予防支援を実施できるようになりました。介護予防支援事業者として指定を受けるためには、下記の「指定のための要件」を満たしたうえで指定申請を行う必要があります。

指定のための要件

- (1) 居宅介護支援事業者の指定を受けていること。
- (2) 管理者が主任介護支援専門員であること。
(ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合を除く。)

指定申請について

注目情報

- ▶ [子育て世帯物価高騰対策支援金（追加分）](#)
- ▶ [アプリ・電話で呼ぶバス「のるーと徳島市」中心市街地で運行中！](#)
- ▶ [エネルギー・食料品価格等物価高騰支援給付金（7万円）について](#)

事業者向け

- ▶ [令和6年度の「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇」](#)





注意

- ① 介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければなりません。
→つまり、重要事項説明書の内容を説明し、署名をもらってください。

- ② 介護予防ケアマネジメントは対象外です。
介護予防ケアマネジメントについては地域包括支援センターと連携の上、調整を行っていただきます。地域包括支援センターと委託契約を結んでいない場合は要注意です！（次ページ参照）

◎ 居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けた場合

	介護予防支援 (サービス種類コード：46)	介護予防ケアマネジメント (サービス種類コード：AF)
利用サービス	総合事業※と介護予防サービス	総合事業※のみ
サービス提供の可否	○	<u>✗ (ただし、地域包括支援センターから委託を受けての実施は可能)</u>

※ここでいう「総合事業」は訪問型サービス、訪問型サービスA、通所型サービスのこと。

(例) 訪問型サービスとデイケアをケアプランに位置付けているが
その月はデイケアのお休みが続き、訪問型サービスのみの提供になってしまった。
⇒この様なケースでは、介護予防ケアマネジメント費として請求することになるので、
地域包括支援センターから委託を受けてサービスを提供する必要があります。
つまり、地域包括支援センターと委託契約を結んでないと請求ができません！

関係法令について

人員・運営基準 に関すること	<ul style="list-style-type: none">・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第38号)・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について (平成11年老企第22号)・徳島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 (平成30年市条例第11号)
算定基準 に関すること	<ul style="list-style-type: none">・指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生省告示第20号)・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12年老企第36号)